

鞍手町地域公共交通網形成計画の計画期間の短縮について

1. 改正内容

計画期間の変更（短縮）

（当初）2019（平成31）年度から2024年度までの6年間

（改正後）2019（平成31）年度から2023年度までの5年間

2. 改正理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正（令和2年11月27日施行）に伴い、新たに以下内容で「鞍手町地域公共交通計画」を策定するため

- ・策定期間：令和5年度中
- ・計画期間：2024（令和6）年度から2028年度までの5年間

3. 改正箇所

頁	箇所	旧	新
P2	1-5 計画期間	本計画の期間は、2019（平成31）年度から <u>2024年度</u> までの <u>6年間</u> とします。	本計画の期間は、2019（平成31）年度から 2023年度 までの 5年間 とします。
P19	6-2 数値目標の設定	数値目標（ <u>2024年度</u> ）	数値目標（ 2023年度 ）
P27	9-1 事業の実施期間と実施主体	実施時期 2019～ <u>2024</u>	実施時期 2019～ 2023
P28	9-2 目標達成に向けたマネジメントの進め方	町では、本計画の <u>6か年</u> （2019～ <u>2024年度</u> ）の検討・実施期間全体を対象とした「大きなPDCAサイクル」と、毎年のモニタリングを中心とした「小さなPDCAサイクル」を組み合わせることで、計画の達成に向けた継続的な改善を行います。	町では、本計画の 5か年 （2019～ 2023年度 ）の検討・実施期間全体を対象とした「大きなPDCAサイクル」と、毎年のモニタリングを中心とした「小さなPDCAサイクル」を組み合わせることで、計画の達成に向けた継続的な改善を行います。
	■PDCAサイクルによる継続的な改善	計画期間（ <u>6か年</u> ）	計画期間（ 5か年 ）
	■PDCAサイクルのイメージ	【大きなPDCAサイクル】 ※計画期間（ <u>6か年</u> ）	【大きなPDCAサイクル】 ※計画期間（ 5か年 ）